

平成18年には秋篠宮文仁親王、同妃紀子さまの第3子悠仁(ひさひと)親王殿下が、9月6日午前8時27分、帝王切開で無事ご誕生されるという慶事がありました。しかし、周産期医療現場では産科医がこの10年間で7%も減少し、地方の産科医不足は一層深刻化しています。このままいけば10年後には都市部からも産科医が消える事態になりかねません。

若い医師が、産科医を選ばない理由は明白です。分娩に伴う医事紛争が余りにも多すぎるからです。これは日本に限らず、米国をはじめとして欧州各国でも産科医不足が同じ理由で深刻です。お産に際しては、母体も子も生涯で最も生命が脅かされる時空を通過するのです。妊婦は出産10万件あたり4~5人が今でも死亡しており、子どもは出生千人に1.5人が生後1か月以内に死亡、千人に2人は重篤な神経学的障害を遺しているのです。大災害以外に、単位時間あたりこれほどに高い死亡率や障害を遺す疾患はありません。お釈迦さまは、「生」・「病」・「老」・「死」を人間のもつ四つの苦しみとしておられます。

しかし、政府は国民運動「健やか親子21」の柱に「妊娠・出産に関する安全性と快適性の確保」を掲げて、少子化対策として「お産の安全神話」を吹聴しています。多くの国民は、医学の進歩で「お産は安全」という錯覚に陥っており、もしわが子に予期せぬ事態が起これば、即医療ミスと判断、医事訴訟です。医師にとっての予想外の転帰では、最善を尽くしたつもりでも、振り返ってみると、ひとつや二つの問題点が必ず見付き、他の解決策をとらなかったことを悔やむのが常です。ところが、今日のように交通事故と同じレベルで、結果責任として刑事告訴されるようでは、そのリスクの最も高い産科医療を天職にしようとする御仁はいなくなってしまうこと必至です。

だれでもが、どこでも最高の医療を享受できる社会づくりが理想ですが、総医療費抑制策をとる今の医療改革では、不採算性の高い周産期医療への投資は期待できません。私たちができることは、医療環境に応じたリスクとベネフィット、医療の限界を背伸びせずに、判りやすく国民に説明することです。